

令和元年度加美町農業委員会
第2回定例総会議事録

令和元年5月27日（月）

加美町小野田支所2階会議室

加美町農業委員会

令和元年度第2回定例総会 議事録

1 開催日時 令和元年5月27日(月)午後1時30分～午後1時48分

2 開催場所 加美町小野田支所 2階会議室

3 出席委員(15名)

会長職務代理者	18番	千葉	連悦
委員	1番	星	榮喜
〃	2番	澁谷	幹男
〃	3番	半田	守
〃	4番	畠山	義信
〃	5番	杉村	昭宏
〃	6番	猪股	弘
〃	7番	三嶋	秀二郎
〃	8番	今野	修
〃	9番	伊藤	登喜子
〃	10番	板垣	文一
〃	11番	小山	京子
〃	12番	佐々木	信幸
〃	13番	山本	成
〃	14番	尾形	徳夫

4 欠席委員(1名)

会長	19番	三浦	泉
----	-----	----	---

5 議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 会議書記の指名
- 日程第4 報告第2号 非農地証明書の交付について
- 日程第5 報告第3号 農地転用許可後の工事進捗状況及び工事完了報告について
- 日程第6 報告第4号 農地の利用変更届について
- 日程第7 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

6 説明のため出席した職員

農業委員会事務局長（書記）	太 田 浩 二
農業委員会事務局参事兼次長兼農地係長	鎌 田 裕 之
農業委員会事務局主事	猪 股 雅 敬

7 議事の経過及び結果

次のとおり。

第2回定例総会 議事の経過及び結果

〈午後1時30分 開会〉

*事務局（太田浩二事務局長） それでは、定刻でございますので只今より令和元年度加美町農業委員会第2回定例総会を開催いたします。

はじめに、会長職務代理者からご挨拶をお願いいたします。

*会長職務代理者（千葉連悦会長職務代理者） 皆さんご苦労さまでございます。本日は全国会長会議に出席のため東京出張でございまして、会長に代わりまして私が進行させていただくこととなりました。よろしくお願い申し上げたいと思います。

ここ数日高温が続き、作物を育てていても大変疲れを感じ、作物もこの高温でだいぶ消耗しているのかなというふうに思います。数日後には平年の気温に戻るということですが、我々にとって天気が一番心配になるところでございます。3月頃の長期予報では、夏の温度は今までみたいに高温ではないという予報となっていました。今後どのように変わってくるか心配なところもあります。

本日も慎重な審議をお願いしまして挨拶といたします。よろしくお願い致します。

*事務局（太田浩二事務局長） ありがとうございます。本日は、会長が公務出張のため、農業委員会会議規則第4条第2項の規定により、会長職務代理者が議長となりまして、議事を進行していただきます。会長職務代理者よろしくお願い致します。

*議長（千葉連悦会長職務代理者） ただいまの出席委員は15名です。19番 三浦泉委員から欠席の通告があります。定例総会の定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 議事録署名委員の指名

*議長（千葉連悦会長職務代理者） 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員は、5番 杉村昭宏委員、6番 猪股弘委員をお願いいたします。

日程第2 会期の決定

*議長（千葉連悦会長職務代理者） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。本定例総会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（千葉連悦会長職務代理者） ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定いた

しました。

日程第3 会議書記の指名

- *議長（千葉連悦会長職務代理者） 日程第3、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、事務局長 太田浩二君を指名いたします。なお、本定例総会の事務従事者として事務局長以下の関係職員を任命します。

それでは、議案の審議に入ります。

日程第4 報告第2号 非農地証明書の交付について

- *議長（千葉連悦会長職務代理者） 日程第4、報告第2号、非農地証明書の交付について事務局より報告いたします。
- *事務局（鎌田裕之次長） 報告第2号、非農地証明書の交付について。このことについて、別紙のとおり非農地証明願があり、現地調査等による審査の結果、農地法の適用を受けないものであると認め、証明書を交付したので報告いたします。令和元年5月27日提出。加美町農業委員会会長 三浦泉。

[報告第2号

登記簿 田 現況 宅地。面積624㎡。

国土調査時において田として登記されたが、昭和50年頃から宅地（農業用施設用地）として利用変更され現在に至る。農地台帳からは、既に除外されており、固定資産税も宅地として課税されている。

以上1件の非農地証明書交付について説明。]

- *議長（千葉連悦会長職務代理者） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

- *議長（千葉連悦会長職務代理者） 質疑がないようですから、これにて報告第2号を終了いたします。

日程第5 報告第3号 農地転用許可後の工事進捗状況及び工事完了報告について

- *議長（千葉連悦会長職務代理者） 日程第5、報告第3号、農地転用許可後の工事進捗状況及び工事完了報告についてを議題といたします。事務局より説明をさせます。

*事務局（鎌田裕之次長） 報告第3号 農地転用許可後の工事進捗状況及び工事完了報告について。このことについて、別紙のとおり工事進捗状況及び工事完了報告書の提出があったので報告いたします。令和元年5月27日提出。加美町農業委員会会長 三浦泉。

[報告第3号

工事完了報告書

5月8日受付 第5条

建売住宅、26年10月17日許可。31年4月10日完了。

工事進捗状況

5月8日受付 第5条

建売住宅建設、29年10月25日許可。1年5月8日現在の進捗率30.0%。

以上2件の工事進捗状況、工事完了報告書について説明。]

*議長（千葉連悦会長職務代理者） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（千葉連悦会長職務代理者） 質疑がないようですから、これにて、報告第3号を終了いたします。

日程第6 報告第4号 農地の利用変更届について

*議長（千葉連悦会長職務代理者） 日程第6、報告第4号、農地の利用変更届について、事務局より報告いたします。

*事務局（鎌田裕之次長） 報告第4号、農地の利用変更届について。このことについて、別紙のとおり農地の利用変更届の提出があったので報告いたします。令和元年5月27日提出。加美町農業委員会会長 三浦泉。

[報告第4号

農地の利用変更届

31年4月22日受付 地目 田、変更面積 92.74 m² 盛土のうえ、農業用資材倉庫として利用

以上1件の農地の利用変更届について説明。]

*議長（千葉連悦会長職務代理者） 報告が終わりました。これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「はい」の声あり—

*議長（千葉連悦会長職務代理者） はい、7番 三嶋委員。

*7番（三嶋秀二郎委員） はい。農地法が改正になって、こういった農業用資材倉庫をコンクリートにすることについて、転用することはなくなったと思うのですが、そのことに準ずるものではないのですか。農業用資材倉庫として農地を利用するということですか。

*事務局（鎌田裕之次長） ご質問の件につきましては、農業用施設の高度化施設に関わるものの扱いが、これまでコンクリート床の高度化施設については転用しなければならないものとされていたのですが、農地法の改正によりまして、農業委員会に届け出のあったものについて条件を満たすものであれば、そのまま農地として取り扱うとされているものでございます。今回の案件につきましては、そういった高度化施設ではございませんので、従来どおり農地法の適用ということでございまして、今回につきましては施設の面積が200㎡以下ということで、農地転用が不要なものとなっております関係で、今回の利用変更届を出していただいているものでございます。

*議長（千葉連悦会長職務代理者） ほかに質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（千葉連悦会長職務代理者） 質疑がないようですから、これにて、報告第4号を終了いたします。

日程第7 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

*議長（千葉連悦会長職務代理者） 日程第7、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より説明をさせます。

*事務局（鎌田裕之次長） 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について。下記農地を農地以外の目的に供するため農地法第5条第1項の規定により許可申請があったので審議されたい。令和元年5月27日提出。加美町農業委員会会長 三浦泉。

18ページをご覧ください。今月の農地法第5条の許可申請は2件でございます。

番号1、資料は、20ページの事業計画書概要から26ページまでになります。譲渡人は、加美町宮崎字東町…番地、A氏。譲受人は、同住所、B氏。申請地は、宮崎字東町…番…の畑、面積は351㎡。申請事由は、使用貸借により居宅を建設し、あわせて駐車場、物置、家庭菜園を整備するものでございます。事業資金は、

農協融資が…万円。事業計画は、許可日の着工、令和元年11月30日の完成予定でございます。申請地は、加美町役場宮崎支所の南東約900mの、申請人現宅地に隣接する畑地であります。県道に面し、公共下水道が整備された、相当数の街区を形成する区域にある農地であることから、第2種農地と判断いたしました。本案件は、用途が分家住宅であり、第1種農地の不許可の例外規定Cのe、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの、住宅、事務所、作業場等に該当することから、第1種農地であっても、例外的に許可できるとされているものでございます。

番号2、資料は、28ページの事業計画書概要から32ページまでになります。譲渡人は、加美町字照井浦…番地、C氏。譲受人は、東京都港区六本木六丁目…番…号。代表社員、D社、職務執行者 E氏。申請地は、字照井浦…番の田。面積は、1,712㎡のうちの449.3㎡。申請事由は、使用貸借によるボーリング調査のための一時転用でございます。事業資金は、自己資金…万円で、造成費その他でありまして、転用計画は、令和元年6月1日から6月20日までとなっております。申請地は、加美町役場小野田支所の西約1.8kmに位置し、周囲に30a区画の圃場が広がる、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地と判断いたしました。本案件は、譲受人が計画する風力発電事業（土地収用法該当事業）に係る連系変電所の予定地となっており、建設の適否、地盤改良の必要性等を判断するため、必要部分を借り受け、ボーリング調査を行うものであります。数週間程度の一時的な転用であり、代替可能性もないため、不許可の例外規定bに該当すると判断されるものでございます。以上2件の上程となっております。

* 議長（千葉連悦会長職務代理者） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。それでは、申請番号1番及び申請番号2番について、9番、伊藤登喜子委員お願いします。

* 9番（伊藤登喜子委員） 9番、伊藤がご説明申し上げます。去る5月15日、今野委員、猪股委員、私、鎌田次長と4人で現地調査に行っていました。鎌田次長から説明がありましたが、申請地は第2種農地と判断される農地で、父親から農地を借り受け、分家住宅を建築しようとするものであり、現在の宅地に隣接する農地であります。計画面積の妥当性については、居宅、駐車場、物置、家庭菜園とするためのスペースが適当であると認めます。雨水は自然浸透または申請地に隣接する県道側溝へ放流し、生活雑排水は公共下水道へ接続するため支障はないものと認めます。許可相当と判断してまいりました。

申請番号2については、周囲に30a区画の圃場が広がるおおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断されます。申請地は、風力発電事業に係る連系変電所の予定地となっており、その建設の適否を判断するためのボーリング調査を行うもので、数週間程度の一時的な転用であり、例外規定に該当するものと思われることから、やむを得ないものと認めます。総合判断として、許可相当と判断してまいりました。以上です。

*議長（千葉連悦会長職務代理者） ご苦労様でした。現地調査の結果並びに補足説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（千葉連悦会長職務代理者） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請についての採決を行います。お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（千葉連悦会長職務代理者） ご異議なしと認めます。よって、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定しました。

以上をもちまして、本日の案件はすべて議了いたしました。これで令和元年度第2回加美町農業委員会定例総会を閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

〈午後1時48分 閉会〉

この議事録は、事務局長 太田浩二が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、署名押印する。

令和元年5月27日

議 長 千葉連悦

署名委員 杉村昭宏

署名委員 猪股弘